

参考資料

平成 29 年第 1 回三豊市議会定例会
提出議案(条例等関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第23号関係 (三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例の制定について)	1
・議案第24号関係 (三豊市空家等の適正な管理に関する条例の制定について)	2
・議案第25号関係 (組織機構改革に伴う関係条例の整備について)	3
・議案第26号関係 (三豊市情報公開条例の一部改正について)	4
・議案第27号関係 (三豊市個人情報保護条例の一部改正について)	5
・議案第28号関係 (三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について)	8
・議案第29号関係 (三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について)	12
・議案第30号関係 (三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について)	13
・議案第31号関係 (三豊市農村公園条例の一部改正について)	16
・議案第32号関係 (三豊市企業立地促進条例の一部改正について)	17
・議案第33号関係 (三豊市都市計画審議会条例の一部改正について)	18

・議案第35号関係	・・・	19
(三豊市がんばる企業応援事業補助金審査委員会設置条例の 廃止について)		
・議案第36号関係	・・・	20
(香川県中部広域競艇事業組合同規約の一部変更について)		

【議案第23号関係】

三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例 新旧対照表(抄)

【附則第3項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係) (単位：円)		別表(第2条関係) (単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
保育所運営計画策定委員会委員	日額 8,000	三豊市保育所運営計画策定委員会委員	日額 8,000
子どもの貧困対策検討委員会委員	日額 8,000		
障害者福祉計画策定委員会委員	日額 8,000	障害者福祉計画策定委員会委員	日額 8,000
略		略	
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

【議案第24号関係】

三豊市空家等の適正な管理に関する条例 新旧対照表(抄)

【附則第2項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後 (案)		現 行	
別表(第2項関係) (単位:円)		別表(第2項関係) (単位:円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
都市計画審議会委員	日額 8,000	都市計画審議会委員	日額 8,000
<u>空家等対策推進協議会委員</u>	<u>日額 8,000</u>		
市営住宅入居者選考委員会委員	日額 8,000	市営住宅入居者選考委員会委員	日額 8,000
略		略	
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

【議案第25号関係】

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条第1号関係】 三豊市総合計画審議会条例(平成18年三豊市条例第278号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>政策部田園都市推進課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>政策部企画財政課</u> において処理する。

【第1条第2号関係】 三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会設置条例(平成19年三豊市条例第6号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>政策部田園都市推進課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>政策部企画財政課</u> において処理する。

【第1条第3号関係】 三豊市事務事業外部評価委員会設置条例(平成21年三豊市条例第33号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>政策部田園都市推進課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>政策部企画財政課</u> において処理する。

【第1条第4号関係】 三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例(平成27年三豊市条例第1号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>政策部田園都市推進課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>政策部企画財政課</u> において処理する。

【第2条関係】 三豊市行政改革推進委員会設置条例(平成19年三豊市条例第5号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>政策部財政課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>政策部企画財政課</u> において処理する。

【議案第26号関係】

三豊市情報公開条例(平成18年三豊市条例第11号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行												
<p>(手数料等)</p> <p>第16条 <u>行政文書の開示に係る手数料は、無料とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(手数料等)</p> <p>第16条 <u>前条第1項の規定により行政文書の公開を受けるものは、別表に掲げる額の手数料を納付しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、減免することができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>既納の手数料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>別表(第16条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>閲覧する場合</u></td> <td>1件の行政文書につき 300円</td> </tr> <tr> <td>2 <u>写しの交付を受ける場合</u></td> <td>1件の行政文書につき 300円</td> </tr> <tr> <td>3 <u>視聴する場合</u></td> <td>1巻又は1枚につき 300円</td> </tr> <tr> <td>4 <u>電磁的記録で用紙に出力したものの閲覧又は交付を受ける場合</u></td> <td>1件の行政文書につき 300円</td> </tr> <tr> <td>5 <u>電磁的記録で記録媒体に複写したものの交付を受ける場合</u></td> <td>1巻又は1枚につき 300円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>1 <u>1件の行政文書とは、事案決定手続等を一にするものをいう。</u></p> <p>2 <u>行政文書の写しの交付等を受けるときは、行政文書の公開を受ける場合の手数料のほか当該写しの作成等に要する費用を負担しなければならない。</u></p>	区分	金額	1 <u>閲覧する場合</u>	1件の行政文書につき 300円	2 <u>写しの交付を受ける場合</u>	1件の行政文書につき 300円	3 <u>視聴する場合</u>	1巻又は1枚につき 300円	4 <u>電磁的記録で用紙に出力したものの閲覧又は交付を受ける場合</u>	1件の行政文書につき 300円	5 <u>電磁的記録で記録媒体に複写したものの交付を受ける場合</u>	1巻又は1枚につき 300円
区分	金額												
1 <u>閲覧する場合</u>	1件の行政文書につき 300円												
2 <u>写しの交付を受ける場合</u>	1件の行政文書につき 300円												
3 <u>視聴する場合</u>	1巻又は1枚につき 300円												
4 <u>電磁的記録で用紙に出力したものの閲覧又は交付を受ける場合</u>	1件の行政文書につき 300円												
5 <u>電磁的記録で記録媒体に複写したものの交付を受ける場合</u>	1巻又は1枚につき 300円												

【議案第27号関係】

三豊市個人情報保護条例(平成18年三豊市条例第12号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(定義)</p> <p><u>第2条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u></p> <p><u>(2) 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p><u>2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。</u></p> <p><u>(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</u></p> <p><u>(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u></p> <p><u>3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第35条第2号において同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>10 略</u></p> <p><u>11 略</u></p> <p><u>12 略</u></p>	<p>(定義)</p> <p><u>第2条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項_____に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10 略</u></p>

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2・3 略

4 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

第13条 実施機関は、その個人情報取扱事務であって、氏名、生年月日その他の記述等及び個人識別符号により特定の保有個人情報を検索することができる行政文書を利用するものについて、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的及び根拠
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 登録年月日

(7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3・4 略

(一部開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示の実施)

第25条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定に係る保有個人情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画、写真又はフィルム(以下「文書等」という。)に記録さ

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2・3 略

4 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

第13条 実施機関は、その個人情報取扱事務であって、氏名、生年月日その他の記述等 _____ により特定の保有個人情報を検索することができる行政文書を利用するものについて、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的及び根拠
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 登録年月日

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3・4 略

(一部開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等 _____ の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示の実施)

第25条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定に係る保有個人情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画、写真又はフィルム(以下「文書等」という。)に記録さ

れているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録

に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3・4 略

(利用停止請求権)

第36条 何人も、第25条第1項又は第27条第2項の規定により開示を受けた自己又は死亡した者を本人とする保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、死亡した者を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求は、当該保有個人情報の開示を受けた遺族に限り、これを行うことができる。

(1)・(2) 略

2 何人も、第25条第1項又は第27条第2項の規定により開示を受けた自己又は死亡した者を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

3 略

れているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3・4 略

(利用停止請求権)

第36条 何人も、第25条第1項又は第27条第2項の規定により開示を受けた自己又は死亡した者を本人とする保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、死亡した者を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求は、当該保有個人情報の開示を受けた遺族に限り、これを行うことができる。

(1)・(2) 略

2 何人も、第25条第1項又は第27条第2項の規定により開示を受けた自己又は死亡した者を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

3 略

【議案第28号関係】

三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年三豊市条例第50号) 一部改正 新旧対照表 (抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分(短時間勤務職員にあっては、前条第2項の規定に基づき定める時間)となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則で定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち3時間30分又は4時間15分(公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、任命権者が別に定める時間。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該3時間30分又は4時間15分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条及び次条において同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるもの</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分(短時間勤務職員にあっては、前条第2項の規定に基づき定める時間)となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち3時間30分又は4時間15分(公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、任命権者が別に定める時間。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該3時間30分又は4時間15分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子_____のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるもの</p>

とする。

2 前項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条及び次条において同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 略

(育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限)

第10条 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子を養育する職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」と

とする。

2 前項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子

_____のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 略

(育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限)

第10条 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前2項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において

_____、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当

め、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、三豊市職員の給与に関する条例第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第18条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇 _____ の承認)

第18条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)及び介護休暇 _____ については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

【議案第29号関係】

三豊市職員の育児休業等に関する条例(平成18年三豊市条例第51号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
<p>第2条 略</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u></p> <p><u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p> <p><u>第2条の3 略</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p><u>ア 死亡した場合</u></p> <p><u>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u></p> <p>(2) <u>育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p><u>ア 前号ア又はイに掲げる場合</u></p> <p><u>イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第10条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の初め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年三豊市条例第50号)第16条の規定により規則で定める育児のための特別休暇<u>又は勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員</u>に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇<u>又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間</u>を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>第2条 略</p> <p><u>第2条の2 略</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第10条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の初め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年三豊市条例第50号)第16条の規定により規則で定める育児のための特別休暇<u>を承認されている職員</u></p> <p>_____に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇<u>を承認されている時間</u>を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>

【議案第30号関係】

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年三豊市条例第37号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
<p>第2条 三豊市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第13条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>第13条第3項を次のように改める。</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「行8級職員等」という。))にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。</p> <p>第14条第1項中「いずれかに該当する事由」を「いずれかに掲げる事実」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項本文中「扶養親族」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、同項ただし書中「前項第1号」を「同項」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。))及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等以外の職員となった場合</p> <p>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による</p>	<p>第2条 三豊市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第13条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>第13条第3項を次のように改める。</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行8級職員」という。))にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。</p> <p>第14条第1項中「いずれかに該当する事由」を「いずれかに掲げる事実」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項本文中「扶養親族」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、同項ただし書中「前項第1号」を「同項」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。))及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員 が行8級職員 以外の職員となった場合</p> <p>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による</p>

は「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については7,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき9,500円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については7,000円)」とする。

4 略

は「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については7,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき9,500円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については7,000円)」とする。

4 略

【議案第31号関係】

三豊市農村公園条例(平成18年三豊市条例第160号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)		現 行	
<p>(設置)</p> <p>第1条 農村の環境改善並びに農村集落居住者の健康増進及び憩いの場の提供のため、三豊市農村公園(以下「農村公園という。))を設置する。</p> <p>(賠償)</p> <p>第3条 農村公園の施設等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第2条関係)</p>		<p>(設置)</p> <p>第1条 農村の環境改善及び農村集落居住者の日常的な健康増進と憩いの場を提供するため、三豊市農村公園(以下「農村公園という。))を設置する。</p> <p>(賠償)</p> <p>第3条 農村公園の施設等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第2条関係)</p>	
名称	位置	名称	位置
	略		略
三豊市高瀬町上分西公園	三豊市高瀬町新名894番地1	三豊市高瀬町上分西公園	三豊市高瀬町新名894番地
三豊市高瀬町上分東公園	三豊市高瀬町新名1331番地5 1332番地7	三豊市高瀬町上分東公園	三豊市高瀬町新名1331番地5 1334番地7
	略		略
三豊市豊中町下高野農村公園	三豊市豊中町下高野462番地	三豊市豊中町下高野農村公園	三豊市豊中町下高野462番地
		三豊市豊中町眉山農村公園	三豊市豊中町笠田笠岡190番地1
三豊市豊中町中尾農村児童公園	三豊市豊中町上高野3562番地1	三豊市豊中町中尾農村児童公園	三豊市豊中町上高野3562番地1

【議案第32号関係】

三豊市企業立地促進条例(平成23年三豊市条例第2号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 試験研究施設 技術革新の進展に即応した高度な技術を開発し、又は当該技術を製品の開発若しくは生産に利用するための試験又は研究の用に供する施設をいう。</p> <p>(7) 製造業施設等 製造業施設、運輸業施設、物流拠点施設、<u>情報処理関連施設又は試験研究施設</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 製造業施設等 製造業施設、運輸業施設、物流拠点施設又は<u>情報処理関連施設</u>をいう。</p>

【議案第33号関係】

三豊市都市計画審議会条例(平成18年三豊市条例第191号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、20人以内の委員で組織する。</p> <p>2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員</p> <p>(3) 本市の住民</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、20人以内の委員で組織する。</p> <p>2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 市議会議員</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 関係行政機関の職員</p> <p>(4) 本市の住民</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>

【議案第35号関係】

三豊市ががんばる企業応援事業補助金審査委員会設置条例を廃止する条例 新旧対照表(抄)

【附則第2項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係) (単位:円)		別表(第2条関係) (単位:円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
産業振興審議会委員	日額 8,000	産業振興審議会委員	日額 8,000
		がんばる企業応援事業補助金審査委員会委員	日額 8,000
ものづくり大賞審査委員会委員	日額 8,000	ものづくり大賞審査委員会委員	日額 8,000
略		略	
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

【議案第36号関係】

香川県中部広域競艇事業組合同規約(昭和43年香川県告示第18号) 一部変更 新旧対照表(抄)

変更後(案)	現 行
(事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、香川県丸亀市富士見町四丁目1番1号 <u>丸亀市ボートレース事業局内</u> に置く。	(事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、香川県丸亀市富士見町四丁目1番1号 <u>丸亀市競艇事業局内</u> に置く。